2　本件更生計画第３章第３節２.⑵の次に、「⑶　繰上一括弁済

①　平成24年３月末日現在の免除後の基準更生債権の残額について、当該更生債権者は、平成24年４月末日弁済期以降の各分割弁済額に、割引率年５％の複利計算によって算出した次の各弁済率をそれぞれ乗じた金額の合計額をもって、平成24年３月末日に繰上一括弁済を受けることができる。

（分割弁済期）	（弁済率％）
平成24年４月末日（第３回）	100.0%
平成25年４月末日（第４回）	95.2%
平成26年４月末日（第５回）	90.7%
平成27年４月末日（第６回）	86.4%
平成28年４月末日（第７回）	82.3%
平成29年４月末日（第８回）	78.4%
平成30年４月末日（第９回）	74.6%
平成31年４月末日（第10回）	71.1%

②　上記①の弁済があった時点で、平成24年３月末日現在の免除後の基準更生債権の残額のうち、繰上弁済額を超える部分は免除を受けるものとする。

③　更生債権者は管財人に対し、平成24年３月15日までに上記①の繰上一括弁済を選択するか書面で通知するものとする。

当該通知がない場合、管財人は、当該更生債権者が繰上一括弁済を選択せず、上記⑵に定める弁済方法を選択したものとみなすことができる。」

を追加する。

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２４年（再）第１号

富山市愛宕町２丁目５番７号

再生債務者　針原幸治朗

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　富山市磯部町２丁目３番26号　栗本・酒井法律事務所　弁護士　栗本　正貴

平成24年２月22日　　富山地方裁判所民事部

平成２４年（再）第２号

富山市愛宕町２丁目５番７号

再生債務者　針原　洋子

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　富山市磯部町２丁目３番26号　栗本・酒井法律事務所　弁護士　栗本　正貴

平成24年２月22日　　富山地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号

大阪市東住吉区北田辺１丁目７番９号、主たる営業所の所在地大阪市生野区巽中２丁目８番６号

再生債務者　大阪ヨシヒロこと　吉広　達史

１　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年３月29日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成24年４月26日から平成24年５月10日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第１号

大分県日田市隈１丁目１番33号

再生債務者　株式会社末崎産業

１　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年３月30日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月７日から平成24年５月21日まで

大分地方裁判所日田支部

再生手続終結

平成２０年（再）第１号

長野市中条住良木8291番地１

再生債務者　医療法人藤美会

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成24年２月23日　　長野地方裁判所民事部

変更再生計画認可

平成２１年（再）第３号

佐賀県鹿島市古枝甲470番地11

再生債務者　株式会社パックス・トーア

１　主文　本件変更再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件変更再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

平成24年２月22日　佐賀地方裁判所武雄支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２号

北海道小樽市高島２丁目３番７号

再生債務者　高橋　秀明

１　決定年月日時　平成24年２月21日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年３月13日まで

４　一般異議申述期間　平成24年３月27日から平成24年４月３日まで

札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（再イ）第１号

栃木県宇都宮市山本１丁目17番17号

再生債務者　渡邉　郁子

１　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年３月14日まで

４　一般異議申述期間　平成24年３月28日から平成24年４月５日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第２号

埼玉県川口市芝富士２丁目９番27号　ハイツユーワン205号

再生債務者　保科　　翼

１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年３月16日まで

４　一般異議申述期間　平成24年３月30日から平成24年４月６日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第３４３号

愛知県春日井市牛山町2911番地17

再生債務者　宮地　潤也

１　決定年月日時　平成24年２月24日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年３月16日まで

４　一般異議申述期間　平成24年３月23日から平成24年３月30日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第８号

愛知県岡崎市上地３丁目39番地１　グリーンハイツ上地302

再生債務者　山本　　修

１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年３月16日まで

４　一般異議申述期間　平成24年３月23日から平成24年３月30日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第８８号

岐阜市茜部菱野４丁目117番地　フレスト茜部405号室

再生債務者　長屋　祐輔

１　決定年月日時　平成24年２月27日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年３月19日まで

４　一般異議申述期間　平成24年４月２日から平成24年４月９日まで

岐阜地方裁判所

平成２４年（再イ）第４号

静岡市葵区若松町28番地

再生債務者　角　　和紀

１　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年３月19日まで

４　一般異議申述期間　平成24年３月28日から平成24年４月９日まで

静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第７号

静岡県焼津市田尻北376番地

再生債務者　小泉　京子

１　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年３月19日まで

４　一般異議申述期間　平成24年３月28日から平成24年４月９日まで

静岡地方裁判所民事第２部